

『サウジアラビア人材開発基金の助成金制度について（助成金受取の条件、申請手続方法、問い合わせ先、等）』

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査時点 2010 年 2 月 10 日

## 1. 基金の目的と機能

サウジアラビア人材開発基金（Human Resources Development Fund ; HRDF、以下「人材開発基金」という）は、サウジアラビア（以下「サウジ」という）国民の雇用の活性化、職業訓練、民間部門における労働の奨励等を目的として、2000 年に創設された。

当該目的を達成するため、人材開発基金は主として以下の活動を行う。

- ・ サウジ国民の職業訓練、民間部門における採用に助成金を支給する。
- ・ 民間部門で働くサウジ国民の職業訓練にかかる費用を負担する。人材開発基金の理事会は、負担率を明確にし、当該改善により利益を得る雇用者が残りの割合を負担する。
- ・ 職業訓練を受けて民間部門に雇用される者と人材開発基金と連携している公共機関に雇用される者の給与の一定割合を負担する。雇用者は残りの割合の給与を負担する。人材開発基金の理事会は、2 年以内の期間、この割合を負担する。人材開発基金の理事会は、この支払金に必要な条件を定めることができる。
- ・ 外国人労働者からサウジ国民へ雇用を置き換えるための実地プログラム、プロジェクト、計画、調査への資金補助を行う。
- ・ サウジ国民の職業訓練のためにサウジに設立された機関に対して、その運営、既存の機関の拡張、最新の手法の導入について、ローンを提供する。
- ・ サウジ国民の職業訓練、雇用に関する研究、調査を行う。また、サウジ国民の職業訓練を行う機関に対して、技術上の助言と経営上の助言を行う。

## 2. 援助・助成金を受けるための条件

- ・ 雇用者は、人材開発基金に援助・助成金を申請しなければならない。
- ・ 雇用者は民間部門でなければならない。

- ・ 20 人を超える従業員を雇用している雇用者は、労働法により要求される国内労働規約を提出しなければならない。
- ・ 対象者（従業員となることが予定されている者）はサウジ国民でなければならない。
- ・ 対象者は、以前に人材開発基金の援助・助成金を受けたことのない者でなければならない。
- ・ 対象者は、無職でなければならない。
- ・ 人材開発基金の援助・助成金を申請する雇用者と対象者との労働契約は期間の定めのないものでなければならない。
- ・ 雇用者は、対象者を社会保険総合機構（General Organization for Social Insurance ; GOSI）へ登録しなければならない。
- ・ 人材開発基金の援助・助成金の対象は、月々の給与と住宅手当、通勤手当を含む。
- ・ 雇用者は人材開発基金が援助・助成金を提供するための要求（下記 4 記載の書類と情報の提示）をすべて満たさなければならない。
- ・ 雇用者は人材開発基金との契約を締結しなければならない。

なお、人材開発基金の援助・助成金は、サウジ資本の企業だけではなく、外資 100%の企業に対しても与えられる。

### 3. 主な助成内容

#### (1) 既に職業訓練を受けた被雇用者に関する助成

職業訓練の助成			職業訓練後の雇用の助成	
期間	訓練費用	給与	期間	給与
3カ月を超えない	1人につき毎月 500 サウジ・リヤル（以下「SR」という）	1人につき給与の75%（ただし毎月 1,500SR を超えない）  残りの部分については、雇用者が負担。	訓練期間の終了から2年間	1人につき給与の50%（ただし毎月 2,000SR を超えない）  残りの部分については、雇用者が負担。

(2) 過去に職業訓練を受けていない被雇用者に関する助成

職業訓練の助成				職業訓練後の雇用の助成	
訓練機関	期間	訓練費用	給与	期間	給与
雇用者内部における訓練	12カ月を超えない	1人につき毎月500SR	1人につき給与の75% (ただし毎月1,000SRを超えない)	12カ月	1人につき給与総額の50% (ただし毎月2,000SRを超えない)
雇用者の外部における訓練	24カ月を超えない	訓練費用の75%までで、毎月1,500SRを超えない  残りの部分については、雇用者が負担。	残りの部分については、雇用者が負担。		残りの部分については、雇用者が負担。

4. 申請手続

雇用者またはその代表者は、以下の書類を同封して、人材開発基金へ申請書を提出しなければならない。

- ・ 会社商業登記の写し
- ・ 労働省労働者団体委員会 (Labor Organization Committee at the Ministry of Labor) の決議の写しまたは4カ月以内に決議を提出する旨の雇用者の確認書
- ・ 社会保険総合機構の会員証明の写し
- ・ 人材開発基金に承認された労働契約のひな形の写し
- ・ 従業員が従事する業務に関する業務内容説明カードの写し (雇用者は人材開発基金が作成した業務内容説明の書式に従わなければならない)

申請書はオンラインで提出することもできる。しかし、いかなる申請についても手渡しで提出することが望ましいと考えられる。

申請書の書式は、対象者が既に訓練を受けている場合と訓練を受けていない場合で異なるので、留意が必要である。

【関連 URL】

Human Resources Development Fund ; HRDF (サウジアラビア人材開発基金)  
<http://www.hrdf.org.sa/hrdfnewsite/>

Human Resources Development Fund - The Guide Book  
<http://www.hrdf.org.sa/downloads/GuideBookEng.pdf>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。